

# All About SAFETY

安全をいかに創造するか

「安全である」ということは、すべての業界において共通の目標といえるでしょう。「All About SAFETY」は、様々な業界や企業がどのように安全を追求しているか、その考え方や具体的な取り組みを紹介し、皆さまの安全活動の参考としていただくための記事です。今回は、人材サービスや安全教育サービスなどを通じて物流・運輸業界を支えるヤマト・スタッフ・サプライ(株)(東京都中央区)の取り組みを紹介します。

## ヤマト・スタッフ・サプライ(株)の取り組み「貨物軽自動車安全管理者講習」をオンラインで提供

ヤマトグループの安全に関するノウハウを活用

ヤマト・スタッフ・サプライ(株)(以下、YSS)は、2002年に人材派遣事業を手がける会社として設立された。その役割は、ヤマト運輸(株)などヤマトグループで定年退職を迎える社員に新たな活躍の場を提供し、物流・運送業界を活性化させることだった。そして、2004年にヤマト運輸(株)が民間企業として初めて国土交通大臣より「運転適性診断」の認定を取得したことから、YSSは2005年に安全教育事業として「運転適性診断」を開始した。現在はワールドホールディングスの一員として、全国にある研修センター(4カ所)やYSS一部支店(11カ所)などで、運転適性診断やドライバー・管理者向けの安全研修、運行管理者や衛生管理者の資格取得などの安全教育支援サービスを展開。安全研修では、物流・運送業務の経験豊富な講師が指導を担当している。YSS事業戦略部 マネージャー 伊藤務さんは「ヤマトグループが持っている安全に関するノウハウを他の企業へ転用することで、業界全体の安全レベルを高めていきたいと私たちは考えています」という。2024年度は6,300社以上の企業が、YSSの安全教育支援サービスを利用している。

事業用の軽貨物自動車による交通事故が増加傾向にある

インターネットなどを利用した電子商取引(EC)市場の規模が拡大し、トラックの宅配便の取扱個数は2016年度の39億7800万個から2021年度は48億8200万個と5年間で約23%増加。これに伴い、軽バンや軽トラックと呼ばれる軽貨物自動車(以下、貨物軽)の保有台数も5年間で約7万台(約31%)増えた。また、事業用貨物自動車の交通事故件数は、貨物軽以外(緑ナンバー車)が減少しているのに対し、貨物軽(黒ナンバー車)は2016年から増加傾向にある(グラフ1参照)。この傾向は死亡・重傷事故でも同じだ。貨物軽による事故を低減するため、国土交通省は関係法令を改正し、2025年4月から貨物軽自動車運送事業者の安全対策(右記参照)を強化したのである。安全対策の一つが「貨物軽自動車安全管理者講習」の受講の義務化。貨物軽自動車運送事業者(バイク便事業者を除く)は、営業所ごとに「貨物軽自動車安全管理者」を選任し、同講習を受講させなければならない。個人事業主の場合は自身を選任し、自身が受講する必要がある。YSSは同講習のカリキュラムを作成し、講習機関として国土交通大臣の登録を受けた。そして、2025年5月からオンラインで受講できる



ヤマト・スタッフ・サプライ(株)事業戦略部 マネージャー 伊藤務さん

サービスの提供を開始したのである。YSSの講習はeラーニング形式で所要時間は5時間。受講にはカメラ機能を持ったパソコン、タブレット、スマートフォンが必要だ。「申し込みから本人確認、支払い、受講、修了証明書の発行まで、すべてインターネット上で完結できるようにしました。受講料は1名3,630円(税込・クレジット払い)で、支払い完了から30日間利用できます。5時間分を一度に視聴する必要はありません。都合の良い時に1時間ごとにご覧いただけます」。

### 貨物軽に多い出会い頭事故などを防ぐためのポイントを動画で紹介

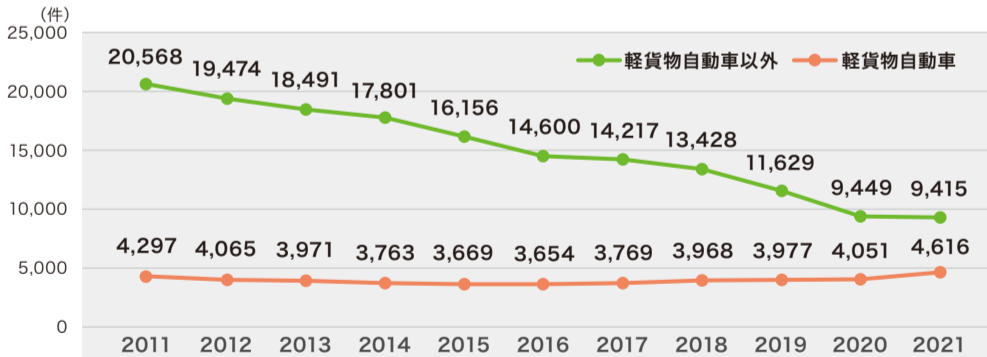
「貨物軽自動車安全管理者講習」は貨物自動車運送事業法などの関係法令の解説が主な内容だ。YSSの講習は進行役を同社の安全研修の講師が担当し、法令の条文が意味することを噛み砕いて説明している。そして、同社オリジナルのカリキュラムも盛り込まれている。「私たちが培ってきた安全運転教育をもとに、講習の中で事故を防ぐための行動を学べるようにしたいと考えました。そこで事故にいたる過程や模範となる運転を伝えるための映像を自動車教習所で撮影しました」と伊藤さんは話す。その考えを具現化したのが8限目の「事故防止策」。貨物軽に多い出会い頭や追突による事故(グラフ2参照)などを防ぐポイントを動画で紹介している。

### 新たに追加された安全対策の一部

- ①貨物軽自動車安全管理者の選任・届出  
貨物軽自動車運送事業者は、貨物軽自動車安全管理者を営業所ごとに一人選任<sup>※1</sup>(個人事業主の場合は自身を選任)し、運輸支局等に届出しなければならない。  
※1 2025年3月末までに貨物軽自動車運送事業の経営届出を行った事業者は2027年3月までに選任。2025年4月以降に貨物軽自動車運送事業の経営届出を行った事業者は、速やかに実施。
- ②貨物軽自動車安全管理者の講習受講  
貨物軽自動車運送事業者は、貨物軽自動車安全管理者に選任しようとしている者に貨物軽自動車安全管理者講習(貨物軽自動車安全管理者には選任後2年ごとに貨物軽自動車安全管理者定期講習)を、国土交通大臣の登録を受けた講習機関で受講させなければならない<sup>※2</sup>。  
※2 貨物軽自動車運送事業以外の貨物自動車運送事業も行っている場合であって、現に運行管理者として選任されている者を除く。
- ③初任運転者等への指導及び適性診断の受診  
貨物軽自動車運送事業者は特定の運転者<sup>※3</sup>に対しては、特別な指導を実施する<sup>※4</sup>とともに、国土交通大臣に認定された適性診断を受診させなければならない。また、運転者に対する指導や適性診断の受診状況等を記載した「貨物軽自動車運転者等台帳」を作成し、営業所に備え置かなければならない。  
※3 初任運転者(過去に一度も特別な指導・適性診断を受けていない者)、高齢者(65歳以上)、死者または負傷者が生じた事故を引き起こした者  
※4 2025年3月末までに貨物軽自動車運送事業経営届出を行った事業者は2028年3月までに実施。2025年4月以降に貨物軽自動車運送事業経営届出を行った事業者には猶予期間はない。

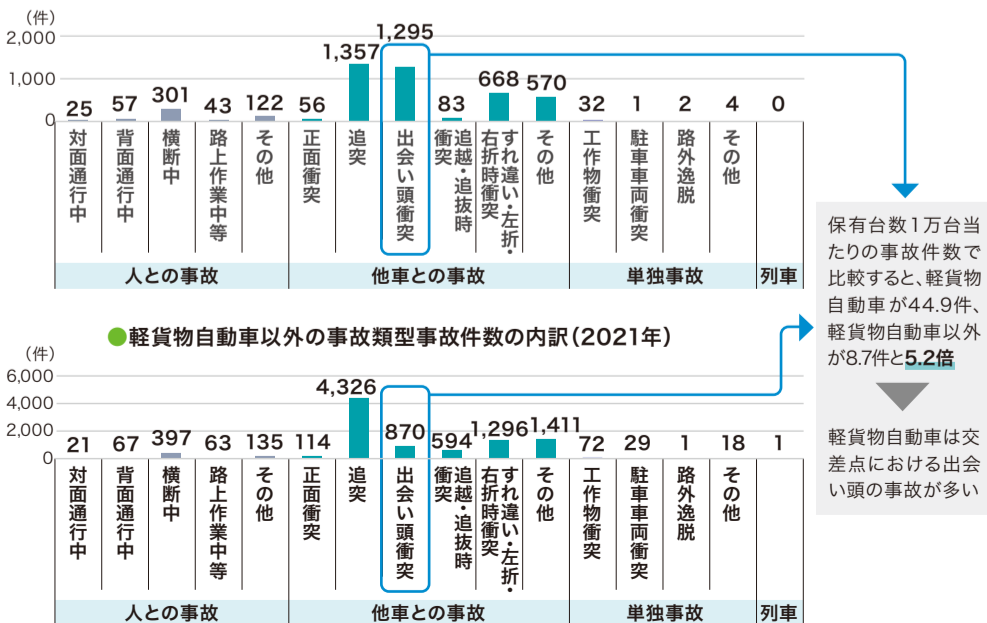
例えば、出会い頭事故では、見通しの悪い交差点を通過する時は「止める」停止、「見せる」停止、「見つける」停止という多段階停止をした上で後方、左右、前方の安全を確認することを強調している。「このオンライン講習の提供によって、離島の物流を担っている方など、これまで私たちがアプローチできなかったエリアの人々と接点を持つことができました。近年は、個人事業主として貨物軽自動車運送事業を始める人が増えています。より多くの方々に講習を利用していただくことが、地域の安全レベルの向上にもつながると思います」と、伊藤さんは交通事故が1件でも減ることを願う。

(グラフ1)事業用貨物自動車の事故件数の推移



出典：(公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

(グラフ2)●軽貨物自動車の事故類型別事故件数の内訳(2021年)



出典：(公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

### ●貨物軽自動車安全管理者講習のカリキュラム(5時間)

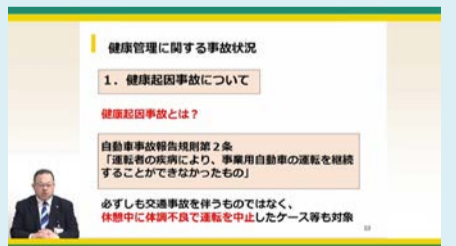
1限目	講習の目的、貨物軽自動車の交通事故発生状況
2限目	法改定概要と貨物軽自動車の運送事業者として実施すること
3限目	安全管理者の役割
4限目	安全管理者の実務(施設管理、自動車運転者の改善基準)
5限目	安全管理者の実務(酒気帯びの防止、健康管理、過積載運送の防止、積載方法)
6限目	安全管理者の実務(点呼、業務記録)
7限目	安全管理者の実務(事故の記録、運転者台帳の作成と備え置き、指導・監督及び特別な指導の実施と記録・保存、適性診断、異常気象ほか必要な措置、事故防止策等の通知と指導・監督)
8限目	事故防止策(「出会い頭事故」「追突事故」「バック事故」防止のポイント)
9限目	事故防止策(健康管理等)、試問説明
試問(10問)	
10限目	試問の解答解説、修了案内



関係法令や規則の内容や安全管理者の役割をわかりやすく説明



信号のない交差点では多段階停止をして安全確認することの必要性を伝える



健康起因事故の発生状況などを紹介し、運転者の健康管理の重要性について言及



見通しの悪い場所では自転車などの飛び出しの危険があることを理解してもらう

YSSの「貨物軽自動車安全管理者講習」の詳細に関しては以下のホームページ参照。  
[https://www.y-staff-supply.co.jp/service/safety/cargo\\_safety/](https://www.y-staff-supply.co.jp/service/safety/cargo_safety/)